

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立信楽学園									
2	施設の概要	敷地面積 10,351.73 m ² 延床面積 4,161.73m ² 施設構造 管理棟(鉄筋コンクリート造2階建)等 22棟									
		<p>施設内容 (所在地) 滋賀県甲賀市信楽町神山470 (設置目的) 児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設として、児童の適性に応じて、生活面の自立支援、職業支援活動、職場実習等の社会生活力の向上への取組等により、独立自活に必要な知識技能の習得を支援することを目的とする。</p> <p>(設置年月) 昭和27年4月</p>									
3	募集概要	募集方法	公募								
		募集要項配布期間	令和5年8月29日 ~ 令和5年10月10日								
		申請受付期間	令和5年8月29日 ~ 令和5年10月10日								
		指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日 (5年間)								
		管理業務内容	<p>(1) 児童福祉法第42条に規定する福祉型障害児入所施設として、知的障害や発達障害(自閉症スペクトラム等を含む。)のある児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする業務</p> <p>(2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた児童の保護者との利用契約または児童福祉法第21条の6の規定に基づく市町の委託により障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務</p> <p>(3) 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行っていただく業務</p> <p>(4) 関係機関や団体等との連携強化に努め、入所中のみならず入所退所前後の支援の強化を図る業務</p> <p>(5) 信楽学園の設置目的に鑑み、必要な職員配置を行うこと</p>								
管理料参考額	436,486,000円 (消費税および地方消費税を含む。)										
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市安土町下豊浦4837番地2</td> <td>社会福祉法人グロー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー	
		申請者		グループ申請の場合の構成							
		所在地	名称								
近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー										
合計 1 者											
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。								
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	<p>*植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会 会長)</p> <p>大西 孝雄 (公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長)</p> <p>高木 正二郎 (滋賀県自閉症協会 会長)</p> <p>土田 美世子 (龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授)</p> <p>西木 由行 (公認会計士)</p>								
		審査基準	別紙参照								

果	審査経過	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年7月24日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討</p> <p>第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
	指定管理者の候補者	社会福祉法人グロー																																		
	評価結果、選定理由および選定委員会の概要	<p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>選定基準5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>7.8/10</td> <td>33.0/44</td> <td>19.2/25</td> <td>11.0/15</td> <td>3.0/6</td> <td>74.0/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値(100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>78/100</td> <td>78/100</td> <td>72/100</td> <td>69/100</td> <td>73/100</td> <td>370/500</td> <td>74/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>436,485,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力、滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項の5つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) 新たに取り入れようとする文化芸術活動と、従来の就労支援との関係はどのように考えるか。 (申請者) 学園に入所する3年間に実施するプログラムの一つとして、就労支援、生活支援とともに自己表現や、表出する力を身につけ、社会の中で自分らしく自律し生活できることを目標に実施するもの。 (委員) 中学校卒業後の進路の選択肢としての周知がされていない現状があるのではないか。 (申請者) これまで毎年度体験入学に合わせ県内中学校に対しては説明会を開催しているが、担当教員の間で引き継がれていない現状もあると考え、進路として知ってもらえるよう学校や家族への周知の強化も検討したい。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	社会福祉法人グロー	7.8/10	33.0/44	19.2/25	11.0/15	3.0/6	74.0/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グロー	78/100	78/100	72/100	69/100	73/100	370/500	74/100	申請者	提示額	社会福祉法人グロー	436,485,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																														
社会福祉法人グロー	7.8/10	33.0/44	19.2/25	11.0/15	3.0/6	74.0/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値																													
社会福祉法人グロー	78/100	78/100	72/100	69/100	73/100	370/500	74/100																													
申請者	提示額																																			
社会福祉法人グロー	436,485,000円																																			
審査結果																																				

別紙1 <<滋賀県立信楽学園 指定管理審査基準>>

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、 県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	
2 事業計画の内容が、 施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	4	44
	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。		10	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。		5	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。		10	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、児童福祉や知的障害児・発達障害児支援等に関して専門的技術を確認できているか。		10	
3 事業計画の内容が、 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。	・事業計画書 ・収支計画書	10	25
		・必要な経費を見積もっているか。 ・県が示した管理料の参考額の範囲での適正な提案額か(適正な最低額の提案者を最高点とする)		15	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	3	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		3	

	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。		3	
	・施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか。		3	
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。		3	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。	・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証県発行の写し	1	
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し	1	
		・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。	・認証通知の写し	1	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・認証証・登録証の写し	1	

- ・選定基準1～4については、滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例第7条第2項に規定
 - ・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
 - ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 - ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
- なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。
- また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立むれやま荘	
2	施設の概要	敷地面積 9,300.00㎡ 延床面積 4,551.04㎡ 施設構造 鉄筋コンクリート造 1階建 等 21棟	
		施設内容 (所在地) 草津市笠山8丁目5-130 (設置目的) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設として、脳血管障害、脊髄損傷等急性期医療や急性期リハビリテーション等を終えた中途障害者の方や高次脳機能障害者のある方等に社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、自立および社会参加を支援する。 (設置年月) 昭和59年4月	
3	募集概要	募集方法	公募
		募集要項配布期間	令和5年8月29日 ～ 令和5年10月10日
		申請受付期間	令和5年8月29日 ～ 令和5年10月10日
		指定期間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日 (5年間)
		管理業務内容	(1) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、同法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により、同法第5条7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援および同条第12項に規定する自立訓練ならびに同条第13項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを供与する業務 (2) 障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により同法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 (3) 高次脳機能障害の方に対する施設機能を活用した、自立および社会参加を支援する社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを継続的に提供する業務
管理料参考額	461,875,000円 (消費税および地方消費税を含む。)		
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		近江八幡市安土町下豊浦 4837番地2	社会福祉法人グロー
		グループ申請の場合の構成	
		合計 1 者	
5	審査の概要および結	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	*植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会 会長) 大西 孝雄 (公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長) 高木 正二郎 (滋賀県自閉症協会 会長) 土田 美世子 (龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授) 西木 由行 (公認会計士)
		審査基準	別紙参照

果	審査経過	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年7月24日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討</p> <p>第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
	指定管理者の候補者	社会福祉法人グロー																																		
審査結果	評価結果、選定理由および選定委員会の概要	<p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>選定基準5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>7.0/10</td> <td>31.6/44</td> <td>19.4/25</td> <td>11.0/15</td> <td>3.0/6</td> <td>72.0/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値(100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>73/100</td> <td>80/100</td> <td>66/100</td> <td>69/100</td> <td>72/100</td> <td>360/500</td> <td>72/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>461,875,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力、滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項の5つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) 女性利用者が少ない点についてどのように考えるか。 (申請者) むれやま荘の存在が知られていないこともあり、地域の相談支援とのかかわりを持ちながら、居住棟整備やトイレ改修等快適に利用いただけるよう検討を行っている。 (委員) 収支計画について、実際とのずれが生じた場合、法人としてどのように取り組むのか。 (申請者) これまで運営実態に合わせて予算検討を行ってきており、月次報告や決算報告により年度ごとに法人内で収支計画の修正をおこなっている。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	社会福祉法人グロー	7.0/10	31.6/44	19.4/25	11.0/15	3.0/6	72.0/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グロー	73/100	80/100	66/100	69/100	72/100	360/500	72/100	申請者	提示額	社会福祉法人グロー	461,875,000円
	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																													
社会福祉法人グロー	7.0/10	31.6/44	19.4/25	11.0/15	3.0/6	72.0/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値																													
社会福祉法人グロー	73/100	80/100	66/100	69/100	72/100	360/500	72/100																													
申請者	提示額																																			
社会福祉法人グロー	461,875,000円																																			
審査結果																																				

別紙1 ≪滋賀県立むれやま荘 指定管理審査基準≫

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、 県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	
2 事業計画の内容が、 施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	4	44
	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。		10	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。		5	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。		10	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、中途身体障害者や高次脳機能障害者等への支援等に関して専門的技術を確認できているか。		10	
3 事業計画の内容が、 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。	・事業計画書 ・収支計画書	10	25
		・必要な経費を見積もっているか。 ・県が示した管理料の参考額の範囲での適正な提案額か。 (最低額の提案者を各委員の最高点とする)		15	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	3	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		3	

	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況は健全か。 		3	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を良好に運営した実績はあるか。 		3	
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他適切な管理を行うための能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。 		3	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証県発行の写し 	1	
		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し 	1	
		<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労使協定または就業規則の該当箇所の写し 	1	
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書 	1	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証通知の写し 	1	
		<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証証・登録証の写し 	1	

- ・選定基準1～4については、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例第7条第2項に規定
 - ・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
 - ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 - ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
- なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。
- また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人グロー	
代表者職・氏名	理事長 牛谷 正人	
団体の所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	
設立年月日	昭和42年4月1日	
資本金	2,792,760千円（令和5年9月30日現在）	
従業者数	令和5年10月1日現在	493人
主たる業務内容	<p>【第1種社会福祉事業】</p> <p>(1) 養護老人ホームの経営 (2) 救護施設の経営 (3) 特別養護老人ホームの経営 (4) 障害者支援施設「滋賀県立むれやま荘」の管理・運営 (5) 障害児入所施設「滋賀県立信楽学園」の管理・運営</p> <p>【第2種社会福祉事業】</p> <p>(1) 老人デイサービス事業の経営 (2) 老人短期入所事業の経営 (3) 老人居宅介護等事業の経営 (4) 障害福祉サービス事業の経営 (5) 一般相談支援事業の経営 (6) 特定相談支援事業の経営 (7) 障害児相談支援事業の経営 (8) 地域子育て支援拠点事業の経営 (9) 障害児通所支援事業の経営 (10) 認定就労訓練事業</p> <p>【公益事業】</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 (2) 滋賀県立障害者総合診療所の業務 (3) 生活管理指導短期宿泊事業の受託 (4) 地域ケアシステム推進事業の受託 (5) 障害者の文化・芸術促進事業 (6) アール・ブリュットの推進に関する事業 (7) 滋賀県高次脳機能障害者支援センターの受託 (8) 滋賀県地域生活定着支援センターの受託 (9) 滋賀県発達障害者支援センターの受託 (10) 自立準備ホームの受託 (11) 権利擁護事業 (12) 甲賀市湖南市障がい者機関相談支援センターの受託 (13) 住宅確保要配慮者住宅支援事業</p>	

類似施設の管理に関する過去の業務実績	昭和42年4月	養護老人ホーム日野町立さつき荘、養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮、滋賀県老人福祉センター、滋賀県立点字図書館の受託運営開始
	昭和44年9月	養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮の受託運営終了
	昭和45年4月	滋賀県立日野溪園の受託運営開始
	昭和47年4月	滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人福祉センター和風荘の受託運営開始
	昭和48年4月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営開始
	昭和49年9月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎荘の受託運営開始
	昭和49年10月	滋賀県立経費老人ホームきぬがさ荘の受託運営開始
	昭和50年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘、滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営開始
	昭和55年10月	養護老人ホーム日野町立さつき荘の受託運営終了
	昭和55年11月	滋賀県立養護老人ホームさつき荘の受託運営開始 滋賀県立老人福祉センターの受託運営終了
	昭和61年8月	滋賀県高齢者能力開発情報センター（滋賀県高齢者無料職業紹介所）の受託運営開始
	昭和62年3月	滋賀県高齢者能力開発情報センターの受託運営終了
	昭和62年4月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営開始
	昭和63年10月	滋賀県立心身障害児総合療育センターの受託運営開始。
	平成2年3月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営終了 滋賀県立高齢者無料職業紹介所の設置運営終了
	平成4年7月	滋賀県立びわ湖こどもの国の受託運営開始
	平成5年7月	滋賀県地域介護実習・普及センター受託運営開始
	平成6年4月	滋賀県立むれやま荘の受託運営開始
	平成7年1月	滋賀県より障害児・者地域療育等支援事業の委託を受け、福祉サービスのコーディネート事業を開始。
	平成7年3月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎の受託運営終了
平成7年4月	甲賀郡7町より心身障害児・者ホームヘルプサービス事業の委託を受け、公的なヘルパー事業を開始	
平成8年7月	2年間の実績を背景に「24時間対応型在宅福祉サービス」の委託を受ける。ホームヘルプサービスを軸にデイサービス、ナイトケアを柔軟に組み合わせて提供する公的なサービスモデルとして全国から注目を集める。	
平成9年3月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営終了	
平成11年3月	滋賀県立点字図書館の受託運営終了	
平成12年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘老人デイサービス事業・老人短期入所事業・居宅介護支援事業の受託運営開始。安土荘、長浜荘で生活管理指導短期宿泊の受託開始。	
平成13年4月	滋賀県立しゃくなげ園、滋賀県立信楽学園の受託運営開始	
平成14年3月	滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営終了	
平成17年3月	知的障害児・肢体不自由児通園施設「滋賀県立心身障害児総合療育センター」の受託運営終了。滋賀県新障害児巡回療育相談等事業の受託終了。滋賀県地域介護実習・普及センター事業の受託終了。	
平成18年3月	県立社会福祉施設（11施設）と県受託事業（2事業）の受託終了	

	<p>平成18年4月 指定管理者として県立社会福祉施設（9施設）の指定管理業務開始。高次脳機能障害支援センターの受託</p> <p>平成20年3月 知的障害者更生施設「滋賀県立しゃくなげ園」の指定管理業務終了</p> <p>平成21年8月 滋賀県地域生活定着支援センター事業の受託開始。</p> <p>平成22年1月 指定管理者として長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務開始</p> <p>平成24年12月 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘の指定管理業務終了</p> <p>平成25年7月 県医療福祉相談モールの一部を専門相談調整室として事業開始</p> <p>平成26年12月 長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務終了</p> <p>令和元年10月 品川区南品川障害児者相談支援センター指定管理業務の開始</p> <p>令和4年9月 品川区南品川障害児者相談支援センター指定管理業務の終了</p>
<p>特記事項</p>	<p>社会福祉法人グローは、県立の社会福祉施設を運営することを目的に滋賀県の出資により設立され、入所型施設の運営を行ってきた社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団と、障害のある人の地域生活支援を目的として通所施設や在宅福祉サービスを地域のニーズに応える形で展開してきた社会福祉法人オープンスペースれがーとが合併して1つになった法人です。</p> <p>障害者、高齢者、児童、子育て、生活困窮にかかる支援など、生きづらさを抱える様々な人に対応する分野の事業を展開してまいりました。</p> <p>また、発達障害や高次脳機能障害など、制度の狭間に置かれた人への支援や罪を犯した障害者・高齢者への支援、障害者の芸術活動への支援など通して、必要とされるサービス・制度の提案および実践を積み重ねています。</p> <p>事業種別としては、障害がある人および児童の入所施設・通所事業所・グループホーム、放課後等デイサービス・相談支援事業、高齢者の入所施設・デイサービス・訪問介護・居宅介護、生活困窮者が利用する救護施設等、ライフステージや生きづらさに応じて、安心して生活していただくための総合的なサービスの提供を行っています。</p> <p>これらの事業を実施するにあたり、法人理念と経営方針に基づいた中期計画を策定し、事業の方向性を明確化しながら、継続的に安定した法人経営が行えるように心がけています。</p> <p>また、ハラスメント防止研修や、部落差別から学ぶ人権研修および職階別研修をすべての職員に対して実施するとともにコンプライアンス推進室を設置し、働きやすい職場づくりをめざしています。</p> <p>社会福祉法人として、地域社会や利用者のみなさまの豊かな生活と、その人らしく生きることができるとともに、社会福祉事業等を通して、懸命に取り組んでまいります。</p>

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:障害福祉課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	令和5年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立信楽学園	社会福祉法人グ ロー	公募	5	436,485	380,920	76,184	90,378	△ 14,194	福祉型障害児入所施設として、障害のある児童を保護するとともに、障害特性に応じて独立自活に必要な知能技能の習得に向けて、サービス提供を柔軟に行うことができる。あわせて関係機関との連携の強化などによりサービスの質の向上が期待できる。	業務委託の複数年契約による管理コストの削減や法人のスケールメリットを活かした管理経費の節減が期待できる。また、子ども家庭相談センター等の関係機関との連携による年度途中での利用者受け入れや、支援プログラムの開発が提案されていることから、収入増として期待できる。	—
滋賀県立むれやま荘	社会福祉法人グ ロー	公募	5	461,875	461,685	92,337	79,329	13,008	高次脳機能障害者や脊髄損傷者等の利用者に対して障害特性に応じたサービス提供を柔軟に行うことができ、あわせて関係機関との連携の強化などによりサービスの質の向上が期待できる。	業務委託の複数年契約による管理コストの削減や法人のスケールメリットを活かした管理経費の節減が期待できる。また、希望される方が出来るだけ多く利用できるよう、フレキシブルな居室配置を提案されていることから、収入増として期待できる。	—

議第151号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立信楽学園
- 2 指定管理者 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2
社会福祉法人グロー
理事長 牛谷 正人
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第151号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

議第152号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県立むれやま荘
- 2 指定管理者 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2
社会福祉法人グロー
理事長 牛谷 正人
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第2表 債務負担行為補正

1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
476	滋賀県立県民交流センター管理 運営委託	令和6年度	8,600千円
477	滋賀県立スポーツ会館管理運営 委託	令和6年度	9,600千円
478	美術館施設維持管理業務	令和5年度から 令和6年度まで	55,594千円
479	美術館展覧会開催業務	令和5年度から 令和6年度まで	40,938千円
480	滋賀県立近江富士花緑公園管理 運営委託	令和6年度から 令和10年度まで	247,714千円
481	琵琶湖博物館広報業務	令和6年度	20,201千円
482	琵琶湖博物館デジタル情報整理 業務	令和5年度から 令和6年度まで	11,518千円
483	琵琶湖博物館常設展示運営業務	令和5年度から 令和6年度まで	74,453千円
484	滋賀県立信楽学園管理運営委託	令和6年度から 令和10年度まで	436,485千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
485	滋賀県立むれやま荘管理運営委託	令和 6年度から 令和10年度まで	461,875千円
486	ベトナム人材交流推進業務	令和 6年度	22,769千円
487	大津港公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）管理運営委託	令和 6年度から 令和10年度まで	160,000千円
488	滋賀県営都市公園（湖岸緑地生川木戸川地区、和邇真野地区、堅田雄琴地区および北大津地区、春日山公園ならびに尾花川公園に限る。）管理運営委託	令和 6年度から 令和10年度まで	258,500千円
489	湖東合同庁舎電話交換機保守業務	令和 6年度から 令和12年度まで	1,626千円
490	交通安全施設保守管理業務	令和 5年度から 令和 6年度まで	62,959千円
491	滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館に限る。）管理運営委託	令和 6年度から 令和10年度まで	57,943千円

議第132号 令和5年度滋賀県一般会計補正予算（第5号）

2 変 更

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
13	ミシガン州立大学連 合日本センター施設 長寿命化事業 [エレベーター改修 工事]	令和 5年度から 令和 6年度まで	33,835千円	令和 5年度から 令和 6年度まで	35,189千円